鯖江市立地適正化計画 【概要版】

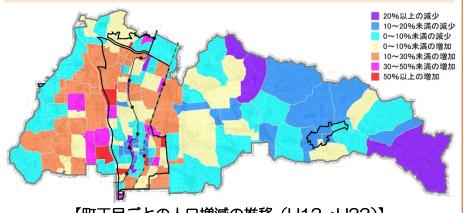
1. 立地適正化計画とは

- ・都市再生特別措置法第81条第1項に基づく計画で、居住機能や 医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都 市全体を見渡したマスタープラン(市町村マスタープランの高度 化版)です。
- ・鯖江市立地適正化計画は、[改定]鯖江市都市計画マスタープランが 掲げる将来都市像を基本としつつ、人口減少や高齢社会に対応す るため、民間による都市機能への投資や居住の誘導など、行政と住 民・民間事業者等が一体となって「コンパクトなまちづくり」に具 体的に取り組み、市民の暮らしやすさを高めるための計画です。
- ・長期(平成52年(2040年))を展望しつつ、上位・関連計画の 改訂や国勢調査の実施時期等に合わせて、必要に応じて見直しを 行います。

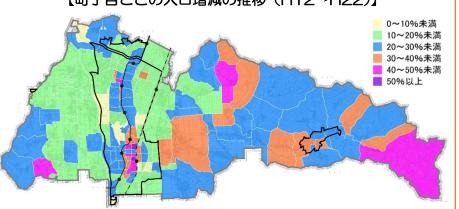
【立地適正化計画の内容】 政策的に居住を誘導して将来 計画の対象となる区域で、都市 にわたり一定の人口密度を維 計画区域を対象とします。 持するエリアを定めます。 立地適正化計画区域 居住誘導区域 都市機能 誘導区域 地域公共交通 居住や都市にとって必要な 都市機能誘導区域にアクセス 施設を誘導するエリアと、そ しやすくする公共交通網のあ のエリアに誘導する施設を り方を計画します。(鯖江市地 定めます 域公共交通網形成計画)

• このほか、居住や都市機能を誘導するための施策(実現方策)や達成目標、達成状況の評価方法等を記載します。

2. 鯖江市の特性・課題



【町丁目ごとの人口増減の推移(H12→H22)】



鯖江市の主な強み

- ○福井県内で唯一人口が増加(H22→H27)
- ○鉄道(JR、福武線)が市街地を南北に縦断、つつじバスが市内 全域をきめ細かく運行、幹線道路が東西・南北に整備

【町丁目ごとの高齢化率の推移(H12→H22)】

○生活に必要なサービス施設が市街地全体に広く分布し、特に鉄 道駅からの利用圏内に多く集積

鯖江市が抱える主な課題

- ・少子化や若者世代の流出等に伴い、今後人口減少が予測される
- ・特に、鯖江・神明の中心部や東部地域・河和田地域での減少率が高く、コミュニティや既存インフラや生活サービス機能の維持が困難になると予測
- ・高齢化が進展しており、特に、鯖江・神明の中心部や東部地域・ 河和田地域での高齢化率が高い
- 子育て世代や働き盛りの世代が中心部から郊外部へと流出
- 高齢化に伴う民生費の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理 費の増大が予測
- ・公共交通は充足しているが、市民の移動手段の約8割は自動車

3. まちづくりの目標

・立地適正化計画と両輪をなす[改定]鯖江市都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、立地適正化計画が目指す意味を加味して設定。

【まちづくりの理念】

豊かな生活を支える 安心して住み続ける ふるさと鯖江

【基本方針】

基本方針1 安心して住み続ける 歩いて暮らすまちづくり

基本方針2 地域の宝を活かした交流・連携による にぎわいのあるまちづくり

基本方針3 市民がともに支え合い、行政と一体となった 市民主役のまちづくり

【まちづくりの方針】

①健康寿命の延伸

- ・公共交通の利便性の高い地区への 居住誘導
- ・駅を中心とする範囲に生活サービス施設を集約化
- ・歩きやすい歩道空間の整備
- ・生涯学習、健康教室等の開催

②子育て世代の居住誘導

- ・公共交通の利便性の高い地区への 居住誘導
- ・駅を中心とする範囲に生活サービス施設を集約化
- 子育て相談教室等の開催
- 交流空間、交流機会の創出

③地域間の移動性の確保

- ・つつじバスの利便性の向上
- ・通勤通学や買い物等への利用促進
- ・パーク&ライド等の環境整備

④安全で持続可能な地域づくり

- ・ 公共施設の耐震化
- ライフラインの機能更新
- 土砂災害 洪水対策
- ・ 公民館機能の強化

(期待される効果)

- 社会保障費の軽減
- 高齢者の社会参画、 牛きがいづくり
- ・世代間の交流 等

(期待される効果)

- ・出生率の増加
- 空き家の利活用
- 中心市街地活性化 等

(期待される効果)

- 高齢者の外出機会の増大
- ・ 公共交通の存続
- CO2 の排出削減 等

(期待される効果)

- ・行政コストの軽減
- ・安心・安全の向上
- コミュニティの維持 等

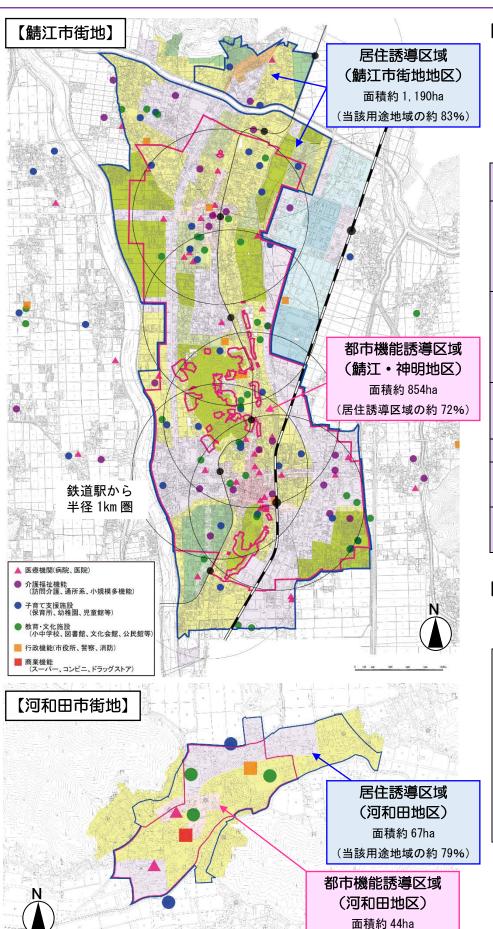
4. 誘導区域 • 誘導施設

【居住誘導区域】

【店住部等区域】			
	鯖江市の考え方		
	①人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口		
	密度を維持することにより、生活サービスやコミュ		
	ニティが持続的に確保されるよう設定する。		
区域設定の	②都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状		
基本的考え	及び将来の見通しを勘案しつつ設定する。		
	③居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境の確保、		
	地域における公共投資や公共公益施設の維持運営な		
	どの都市経営の効率的に配慮し設定する。		
	〇現在の用途地域を基本とする区域		
区域を定める	〇鉄道・バスの利用圏に含まれる地域		
ことが 考えられる	○主要な幹線道路の沿道地域		
区域	〇既存の生活サービス施設の利用圏に含まれる地域		
	O住宅用地として区画整理された区域 等		
	• 急傾斜地崩壊危険箇所 • 危険区域		
	• 土砂災害警戒区域 • 特別警戒区域		
	・洪水による浸水深が2mを超えると予測される区域		
	• 用途地域外の区域		
居住誘導区域に	・将来の人口密度予測が 20 人/ha 未満の一団の区域		
含まない区域	・宅地化が進んでいない市街地内農地で、かつ、都市		
(該当するもの)	機能や公共交通の利便地域に含まれていない区域		
	• 工業専用地域		
	・工業地域、準工業地域のうち、工業専用地域と一体		
	的な土地利用がなされている区域、住居系用途以外		
	の一団の土地利用がなされている区域		

【都市機能誘導区域】

	鯖江市の考え方
区域設定の 基本的考え	①居住誘導区域内において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図られるよう設定する。
区域を定める ことが 考えられる 区域	○都市計画マスタープランにおいて都市の拠点に位置づけられている区域(駅から半径 1km の範囲) ○主要な幹線道路の沿道地域 ○現に都市機能が相当数集積し、過去・現在及び将来において、都市の中心的役割を担うべき区域 ○地形地物で分断されず、徒歩や自転車で回遊できる区域
都市機能誘導 区域に 含まない区域	・都市機能誘導区域は居住誘導区域の中に定めるもの であり、居住誘導区域に含まないとする区域は都市 機能誘導区域にも含まない。



【都市機能誘導施設】

- ・誘導施設は、都市機能誘導区域内において、まちづくりの方針の内、 ①健康寿命の延伸、②子育て世代の居住誘導を実現するために必要と なる施設で、中核的な役割を有するものを設定します。
- ・また、鯖江市民全体の利用を対象とする施設、都市の賑わいづくりに 資する施設を中心に設定します。

大分類	小 分 類	鯖江•神明 地区	河和田 地区
	老人福祉センター	0	0
介護福祉	老人デイサービスセンター	0	0
施設	地域包括支援センター	0	0
	小規模多機能型居宅介護施設	0	0
	子育て支援センター	0	0
子育て支援	保育所•保育園	0	0
施設	幼稚園	0	0
	認定こども園	定員 100 人以上	定員 100 人以上
教育文化	図書館、博物館、美術館、		
施設	文化会館、体育館、産業会館、市民ホール、青少年ホーム 等	O	O
		0	O _
医療施設	市民ホール、青少年ホーム等	0 0	— — —
施設	市民ホール、青少年ホーム 等 病院(病床数 20 床以上)		- - 0
医療施設	市民ホール、青少年ホーム 等 病院(病床数 20 床以上) 大規模集客施設(床面積 1 万㎡超)	0	O — — — O —

【届出制度】

•居住誘導区域外において次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ 動にするの あいて次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ は、あらかじ

〇開発行為

- ①3戸以上の住宅の建築
- ②1戸又は2戸の住宅でその規模が1,000㎡以上
- ③住宅以外で居住の用に供する建築物(条例で指定)

〇建築等行為

(居住誘導区域の約66%)

- ①3戸以上の住宅の建築
- ②人の居住の用に供する建築物と条例で定めたもの
- ③建築物を改築又は用途を変更して住宅等とする場合
- ・また、都市機能誘導区域外において、都市機能誘導施設として定めた ものと同じ機能を有する施設を整備しようとする場合には、あらかじ め鯖江市への届出が必要となります。

5. 誘導施策

- ・人口減少と少子・高齢化の進展が予測される中、特に居住誘導区域、都市機能誘導区域においては、高齢者や子育て世代をはじめとして、誰もが「安心して住み続けられる」ことが必要となります。
- 今後の財政状況なども勘案しつつ、関係部局との連携を図りなが ら、以下の視点で具体の誘導施策を検討していきます。

【居住誘導区域】

- ・ 既存の都市基盤の適正な維持管理・更新
- ・高齢者や子育て世代(ベビーカー等)が歩きやすい歩行者空間の整備、休憩ができる広場空間の確保
- ・住み心地のよい町並み景観づくり、身近な緑化の推進
- UJIターンの推進
- 住宅の新規取得や既存住宅の改修等に対する支援
- ・ 空き家の利活用等に対する支援
- 木造住宅が密集する地域での防災対策
- ・地域コミュニティの活性化に向けた各種団体・活動等の支援

【国の支援を受けて鯖江市が行う施策】

- 居住者の利便の用に供する施設の整備
- ・公共交通の確保を図るための交通結節機能の強化等

【都市機能誘導区域】

- 既存施設の維持・耐震化・機能更新、公有地の有効活用
- ・土地の取得や新規起業等に対する支援
- ・土地の組み換えなどによる機能立地の用地確保
- ・土地利用制限(用途地域等の都市計画)の見直し・緩和

【国等が直接行う施策】

- ・誘導施設に対する税制上の特例措置
- ・民間都市開発推進機構による金融上の措置

【国の支援を受けて鯖江市が行う施策】

- 誘導施設の整備
- ・ 歩行空間の整備
- 民間事業者による誘導施設の整備に対する支援

【立地適正化計画区域共通】

- 鉄道、バスの利用促進
- ・つつじバスの利便性向上
- ・鉄道駅や都市機能誘導施設へのアクセス道路など、主要な道路の整備
- 土砂災害、洪水等の未然防止、速やかな避難誘導体制の確立

【田園・山間地域への対応について】

- 地区公民館、集会所等の機能の維持
- ・つつじバスの利便性向上

6. 誘導に向けた各種事業等

- ・ 鯖江市では、社会資本整備総合交付金を活用し、道路や生活基盤施設 整備等の事業を予定しています。
- ・立地適正化計画では、居住や都市機能を誘導するための事業として、 当面(概ね今後5年間)の間に実施する事業については、「鯖江市都市 再生整備計画」との整合を図りながら実施することとします。

事業の八将	市業の中容
事業の分類	事業の内容
 道路改良に関する事業	舗装改良、歩道の設置、
足的以及に関する事業	バリアフリー化 等
既存施設に関する事業	多目的利用への対応等
防災機能の強化に資する事業	耐震改修 等
子育て支援に関する事業	認定こども園の整備 等

7. 目標値の設定

【評価方法の検討(計画の進行管理)】

【目標値の設定】

- ・計画の達成状況を判断するため、「まちづくりの方針 (ターゲット)」で定めた4つの視点で目標となる指標を設定します。
- ・鯖江市では、平成 27 年度(2015)を初年度とする今後5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「鯖江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を作成しており、当面の目標は総合戦略での重要業績評価指標(KPI)との整合を図ります。

・鯖江市立地適正化計画は、平成 52 年を展望した計画ですが、上位計画や関連計画などの見直しとの整合を図りつつ、市民や企業の主体的な参加の下にまちづくりの進捗状況を明らかにするとともに、必要に応じて計画の見直し・充実を図っていきます。

まちづくりのターゲット	成果指標
金属を主合 の延伸	元気生活率(高齢者に占める介護認定
①健康寿命の延伸 	を受けていない人の割合)
	若者の社会減の抑制
◎マ奈子世界の尺件話送	新規若者移住•就業者数
②子育て世代の居住誘導	出生数
	中心市街地周辺の人口
	つつじバス年間利用者数
③地域間の移動性の確保	福武線市内駅年間利用者数
	河川施設の整備率
④安全で持続可能な地域	雨水幹線等の整備率
づくり	上水道耐震管路の整備率
	橋梁長寿命化に伴う修繕箇所数

